令和2年12月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時: 令和2年12月18日(金) 15時30分~17時00分

場 所: 開成町民センター中会議室B

出席者: 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員、本澤委員

【事務局】遠藤教育委員会事務局参事兼生涯学習課長、岩本学校教育課長

尾川学校教育課学校教育班長

議事:

1) 開会 教育長より開会の宣言

2)会議録署名人の指名

上野委員が指名された。

3)議事

《協議事項》

- (1) 開成町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付事務処理要綱の一部改正 について
 - 資料1について説明した。
- ○教育長 協議事項の(1)開成町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付事務処理要綱の一部改正について事務局から説明してください。
- ○事務局

資料1をご覧ください。改正の趣旨ですが、援助交付対象者として 「他市町村に住所を有し、区域外就学の承認を得て町立小学校・中学 校に在学する児童、生徒若しくは就学予定者の保護者」を追加させて いただくものです。いわゆる区域外就学をしている世帯についても対 象として含めるよう改正を行うものです。当町においては、これまで 区域外就学世帯から就学援助申請があったことはございませんが、今 後、申請があった場合に備えて規定を整理させていただくものです。 近隣市町の状況ですが、小田原市では市立小学校・中学校、県立中等 教育学校、国立大学附属中学校に在籍している児童・生徒が対象とな っています。また、松田町、山北町においては、町内在住かつ、町立 小学校・中学校に在籍している児童・生徒ということで区域外就学を している児童・生徒は対象外となっており、自治体によって違いがあ る状況です。当町としては、資料2ページの改正要綱案の第2条の援 助費交付対象者として、次の各号のいずれにも該当する場合というこ とで、次に掲げる第1号と第2号いずれにも該当する必要があります。 まず、第1号ですが、「次のアからエまでのいずれかに該当する者」と して、「ア 本町内に住所を有し、及び町立小学校又は町立中学校に在 学する児童、生徒若しくは就学予定者の保護者」、「イ 他市町村に住 所を有し、区域外就学の承認を得て町立小学校又は町立中学校に在学 する児童、生徒若しくは就学予定者の保護者」、「ウ その他教育長が 特に必要と認めた児童、生徒若しくは就学予定者の保護者」を規定し ています。次に、第2号ですが、「次のア及びイのいずれかに該当する

世帯」として、「ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく 保護を受けている要保護世帯」、「イ 教育委員会が認定した準要保護 世帯」を規定しています。

附則ですが、この要綱は公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用させていただけたらと思います。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何か御質問はありますか。

○全委員 意見なし。

○教育長 それでは、原案通りとさせていただきます。

(2) 開成町学校災害見舞金支給要綱の制定について

○教育長 協議事項の(2) 開成町学校災害見舞金支給要綱について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料2をご覧ください。まず、制定の背景ですが、令和元年8月8日にソフトテニス部に在籍する文命中学校女子生徒は、当日、部活動に参加した後、母親に左耳の痛みを訴えましたが、そのまま学習塾に行きました。その日の夜中に吐き気がして動けなくなり、救急搬送で小児科を受診したところ、小児科では、耳鼻科の受診を勧められ、翌日、耳鼻科を受診したところ、「突発性難聴」の診断を受けました。

後日、当該生徒の保護者は、今回発生した「突発性難聴」は、部活動が原因であると考え、災害共済給付制度の申請をしました。この申請には、医師の診断書が必要となりますが、提出された診断書には「熱中症を疑わせる所見があった」という記載のみで、部活動と突発性難聴発症との因果関係は明らかにはならず、災害共済給付金については認められず、現在でも申請は認められていない状況です。

保護者としては、災害共済給付金が出ないことは納得したが、突発性難聴となった原因は当日の部活動の無理な練習が原因であると考えており、学校側の安全配慮義務違反があったのではないかと学校の対応を問題視しているというものでございます。

本案件について、医師、弁護士に見解を伺ったところ次のようなアドバイスをいただきました。まず、医師の見解としては、突発性難聴の原因は、明らかではない部分が多く、ストレス、疲れなどが要因で発症することが多いということでございました。また、弁護士の見解としては、当日の気温、練習時間などを総合的に考慮すると安全配慮義務違反はあったように感じるということや、熱中症関連の学校事故については、判例も多く慎重に扱うようにというアドバイスをいただいたところです。

次に要綱の目的ですが、児童又は生徒が学校の管理下で起こった災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の適用を受けない場合に限り、災害の発生状況、因果関係、入通院状況、身体状況等を総合的に勘案し、教育委員会が認めた災害について見舞金を支給するものとさせていただいております。

続いて、支給要件等でございますが、3要件を規定させております。 1点目が、開成町立小・中学校に在籍する児童又は生徒であること。 2点目が、学校管理下で起こった災害であること。なお、災害とは次のアから才までに定めるとおりとしております。「ア 児童又は生徒の負傷の原因が学校管理下で起こったもの」、「イ 学校給食に起因する中毒、その他疾病の原因である行為が学校管理下で起こったもの」、「ウ 負傷、疾病が治った場合において障害が残っているもの」、「エ 児童又は生徒の死亡原因が学校管理下において発生したもの」、「オ アからエに準ずるものとして、教育委員会が認めるもの」となっております。

3点目が、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の適用を受けない場合であることです。この3要件を充たす場合に限り、見舞金を支給するものです。

施行日ですが、公表の日から施行とさせていただきますが、現在係 争中の案件については、本要綱を遡って適用させていただけたらと思 います。

今後のスケジュールですが、本要綱をお認めいただいた場合は、当該保護者に本要綱に基づいて申請書を提出していただき、直近であれば3月議会において上記事案にかかる見舞金予算(交際費)を計上し、年度内に見舞金の支払いをしたいと考えております。なお、見舞金の額については、資料記載のとおりとなっております。

説明は以上です。

○教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

○委員

要綱第2条第3号のところで「第1号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害」とあるが、後遺症が残るようなケースの場合、見舞金を支給して、さらに後遺症にかかる見舞金を支給することになるのか。

○事務局

一定の治療が終了した時点をもって申請を出していただくので、さらに見舞金を支給するということは基本的にはございません。ただし、第3条でも規定されているとおり災害の発生状況、因果関係、入通院状況又は身体障害状況等を総合的に勘案して教育委員会が認めた災害費については、追加支給もありうると考えますが、基本的には一定の治療終了までを区切りして見舞金を支給させていただけたらと思います。

○事務局

あくまでも、災害を受けた児童又は生徒の救済を目的に要綱を制定 させていただくものであることを御理解いただけたらと思います。

○教育長

損害賠償ではなく、見舞金ということで教育委員会として起こった 事案に対して向き合っていきたいと考えています。

○委員

医師の診断によると、熱中症と突発性難聴との間に因果関係がない ことからスポーツ振興センターの申請が通らないとのことだが、非常 に稀なケースのように感じる。

○教育長

医師の話では、熱中症と突発性難聴との間に医学的な因果関係が明 らかではないとのことであり、そのような状況では、なかなか医師の 責任で因果関係ありとできないのが実情だそうです。

- ○教育長 他に、何か御意見はございますか。
- ○全委員 意見なし。
- ○教育長 それでは、原案のとおりとさせていただきます。

《報告事項》

- (1) 令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等に関する短期調査(第1期)の結果について
 - ・資料3に基づき事務局より説明した。
- ○教育長 報告事項の(1)令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登 校等に関する短期調査(第1期)の結果について事務局から説明して ください。
- ○事務局 それでは、資料3をご覧ください。こちらは、県で2回実施している児童・生徒の問題行動・不登校等に関する調査の第1期の結果報告でございます。まず、暴力行為ですが、文命中学校で1件となっていますが、こちらは授業に遅れたことを注意され、トイレを壊したという事案になります。いじめの認知件数ですが、開成小学校12件、開成南小学校5件、文命中学校38件となっておりますが、基本的に減少傾向にあります。特に文命中学校においては、生徒にアンケートを実施しており、そのアンケート結果からいじめを認知しています。今後の課題としては、アンケート結果に現れてこない「いじめ」についてもどこまで調査に反映できるかがございます。また、文命中学校の長欠のところで16人となっています。例年はもう少し人数が多いところですが、1年生が長欠0人という結果となっています。

今回は、4月から9月までの第1期の結果ということで報告させていただきましたが、今後、第2期として4月から12月までの結果がまとまり次第ご報告させていただきます。説明は以上です。

- ○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。私としては、SNSを通じたいじめが増えているように感じますが、委員の皆様いかがでしょうか。
- ○委員 開成小学校のいじめの対応状況について、解決済が1件もないが、 本当ならば解決済として良いようなケースもあるのではないか。解決 済の捉え方にもよると思うが、調査結果を踏まえて、そのあたりの考 えはどうか。
- ○教育長 委員御指摘のとおり、本当ならば解決済としてもよいようなケース もここに含まれているということはあると思います。特に、開成小学 校では教頭が県の相談センターに在籍していたということもあり解決 済という結果を出すのに慎重な面はあるかもしれません。学校として は、もう少し様子を見たいという願いも含まれていると理解していま す。
- ○委員 解決済となっているケースであっても、継続支援が必要な場合もあると思う。ケースによっては、引き続き見守りを要するものはある。
- ○教育長 学校現場では、一朝一夕にいかない部分が多いです。特に、近年は、

子ども間では既に解決した事案に対して、保護者間で引き続き揉めるケースも増えています。学校から教育委員会に児童、生徒間のトラブル報告があった場合は、必ず保護者に連絡済か学校に確認するようにしています。また、来年度からギガスクールが本格導入されますので、そのことが今回の調査にどのように影響を及ぼすか注視していきたいと思います。

それでは、報告事項ですので、ここまでとさせていただきます。

- (2) 令和2年度第1回開成町教育支援委員会入級指導結果について
 - ・資料4に基づき事務局より説明した。
- ○教育長 報告事項の(2)令和2年度第1回開成町教育支援委員会入級指導 結果について事務局から説明してください。
- ○事務局 それでは、資料4をご覧ください。こちらは、来年度の特別支援学級入級にかかる第1回教育支援委員会の結果です。まず、開成小学校ですが、知的が7名、自閉・情緒が10名の合計17名の予定です。 開成南小学校ですが、知的が6名、自閉・情緒が8名、肢体不自由が1名の合計15名の予定です。文命中学校ですが、知的が6名、自閉・情緒が5名の合計11名の予定です。

また、今後、1月25日に第2回教育支援委員会を開催する予定が ございます。ここで、開成小学校の新1年生で1名、開成南小学校の 新5年生で1名の入級判断を行う予定です。さらに、開成小学校の新 4年生、新6年生の2名については、措置替の判断をこの委員会で行 う予定です。この結果次第では、開成小学校の知的学級が9名となり 2学級となる可能性があります。説明は以上です。

○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたが、かなり当町においては、 児童、生徒数が多いということもあり人数が増えてきています。また、 保護者の意識としても特別支援学級に入級させることについて、子ど もの成長に応じた、きめ細かい指導ができるということで肯定的にと らえている保護者が増えているように感じます。さきほど、説明があ りましたが、9名の場合は、2学級となるということで県費負担の教 職員が2名配置されることになります。8名の場合は、1学級ですの で1人の教員が8名の子どもを見なければならないということで、か なり状況が異なります。そのため、町費支援員の配置が重要になって きます。

- (3) 経過報告、今後の予定について
 - ・資料4に基づき事務局より説明した。
- ○事務局 それでは、資料5をご覧ください。1ページをご覧ください。12月の経過報告です。12月1日は、登校指導日を実施しました。12月4日から8日まで開成町議会12月定例会議が開催されました。12月15日は登校指導日でした。12月18日は、12月定例教育委員会を開催させていただきました。12月21日は、園長・校長会議を開催します。12月25日は、幼稚園、小学校、中学校の2学期終

業式となっております。なお、新型コロナウイルスの影響により中止 となってものとしては、町内駅伝競走大会がございます。

続いて、1月の予定についてです。2ページをご覧ください。1月4日は、役場の仕事始めとなっております。1月5日は、町表彰式を実施します。今回は、賀詞交換会は行いません。場所は、町民センター大会議室で実施します。1月6日は、登校指導日です。また、幼稚園、小学校、中学校の3学期始業式となっております。1月10日は、町成人式を開成南小学校において実施します。対象者は、177名です。1月15日は、登校指導日です。1月16日は、開成小学校において町消防出初式を実施します。1月26日は、定例教育委員会を町民センター中会議室Bで開催します。また、新型コロナウイルスの影響により中止となったものとしては、足柄上地区一周駅伝競走大会がございます。説明は以上です。

○教育長 補足ですが、12月28日と1月4日については、学校閉庁日となっております。他に何かご質問はございますか。

○委員 1月10日の町成人式だが、教育委員は出席を要するのか。

○遠藤参事 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来賓の出席者を絞らせていただいております。町からの出席者は、三役、議長のみの出席となります。

○委員 承知した。

(4) 開成町立園・学校の様子について

○教育長 園、学校においては、大きな事故等は起きておらず、全体的には落ち着いているように感じます。

開成幼稚園においては、年長児が12月8日、9日、10日に南部コミュニティセンターで表現の発表会を行い、園児は、立派に発表ができました。また、5日間かけて保護者との個別面談を実施しているところです。

小学校については、昨年はインフルエンザが流行しましたが、今年 は、感染症対策が徹底されていることもあり、流行が抑えられていま す。開成南小学校においては、高学年で骨折をする児童が増えている ように感じます。

文命中学校については、放課後の部活動を行っていますが、朝部活は行っておりません。また、新人戦にも参加していますが、かけ声、声援等は禁止されており、大会の様子は例年と大きく異なっています。また、SNS上のトラブルが散見されます。なかには、学校を超えたSNS上のトラブルもありました。21日から三者面談がはじまりますが、成績については1学期を加味して2学期の成績をつけることになります。

来年度の開成幼稚園の入園希望者数ですが、11月末時点のデータですが、年少が75名です。うち4名が保育園と併願しています。仮に75名全員が入園した場合、年少から年長までの全体としては、令

和3年度、221名の園児が在籍する予定であり、県内の公立幼稚園としては最大規模となる予定です。

文命中学校の新1年生の入学予定者数ですが、15名程度が私立中 学校に入学する可能性があります。したがって、予定人数としては、 160名を下回る人数となり、4学級又は5学級いうところでボーダ ーラインにいる状況です。

生涯学習関係では、新型コロナウイルスの影響により多くの事業は 実施できておりません。一部の社会教育団体が活動をしている状況で すが、感染症対策を実施しながらということですので一定の制約があ るなかで活動をしています。

(5) その他

○事務局

事務局から2点、情報提供をさせていただきます。1点目が、ギガ スクール構想のネットワーク構築とタブレットを収納するキャビネッ トを配置する工事ですが、12月27日には終了する予定でございま す。これに伴い、教職員向けの操作等研修を順次開始していきます。 12月24日に開成小学校、年明けの1月8日に開成南小学校、文命 中学校において研修を実施します。令和3年度に本格稼働に向けて着 実に準備を進めているところです。 2点目として、議会関係の報告を させていただきます。12月8日に12月補正予算にかかる審議を行 い、まず、国の地方創生臨時交付金を活用した事業として開成小学校 トイレ洋式化工事をお認めいただきました。管理教室棟、低学年棟及 び体育館棟2階のトイレを和式から洋式に変更する工事です。工事規 模としては1200万程度のものです。また、感染症流行時期という こともあり各園・学校に加湿器を配備するため、加湿器購入事業にか かる予算もお認めいただきました。幼稚園12台、開成小学校24台、 開成南小学校27台、文命中学校22台の合計85台を整備するもの です。また、各園・学校において光熱水費、燃料費の増額補正予算を お認めいただきました。理由としては、感染症対策の一環として窓を 開放しながら空調を使用したこと、夏季期間中の授業実施、さらに今 後も暖房を使用しながらの園・学校運営が続くことから必要な予算を 措置させていただいたところです。

○教育長

ただいま、事務局から説明がありました。何か御質問はございますか。

○全委員

質問なし。

○教育長

それでは、私の方から情報提供ということで本日お配りした資料「文命中学校の制服の在り方について」をご覧ください。こちらは、令和2年9月の園長・校長会議において文命中学校長から提案があったもので、近隣中学校においてLGBTに配慮した取組として女子の制服については、スカート、スラックスを選択できるようにしているところがあり、文命中学校においては、制服の在り方を考えてみたいという提案がございました。

現在の文命中学校の制服は、男子は黒の詰襟、黒のスラックス、女子は濃紺のセーラー服、濃紺のスカートです。夏服は、男子はワイシャツ、黒のスラックス、女子は、白のセーラー服、濃紺のスカートです。

直近の制服状況ですが、儀式、行事、定期テスト期間中のみ着用させており、これ以外の日はジャージを着用しています。令和2年度ベースで制服の着用日数を計算しますと3年生で48日、1・2年生で33日となっています。また、制服については、入学時に新規に購入するか卒業生の制服を譲ってもらうかいずれかにより保護者に用意してもらっているところです。さらに、今後、男子制服のボタンが値上がりすることになっています。

このような状況を踏まえて、今後、学校、PTA、地域住民等を含めて制服のあり方を検討する場面を設けていきたいと考えております。

閉 会 : 教育長より閉会の宣言